

○白山市交流研修施設条例施行規則

平成 1 7 年 2 月 1 日

規則第 1 1 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、白山市交流研修施設条例（平成 1 7 年白山市条例第 1 7 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料の減免申請)

第 2 条 条例第 1 1 条の規定により、利用料の減額又は免除を受けようとする者は、白山里利用料減免申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(利用料の還付申請)

第 3 条 条例第 1 2 条ただし書の規定により、利用料の還付を受けようとする者は、白山里利用料還付申請書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の吉野谷村交流・研修施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 5 年吉野谷村規則第 5 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

白山里利用料減免申請書

年 月 日

(あて先)白山市長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり利用料の減額・免除を申請します。

利 用 施 設 名	
利 用 日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
利 用 目 的	
減 額 ・ 免 除 を 受 け る 理 由	
減 額 ・ 免 除 を 受 け る 金 額	
その他参考事項	

様式第2号(第3条関係)

白山里利用料還付申請書

年 月 日

(あて先) 白山市長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり利用料の還付を申請します。

利 用 施 設 名	
利 用 日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
利 用 目 的	
還 付 を 受 け る 理 由	
還 付 を 受 け る 金 額	
そ の 他 参 考 事 項	

様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 2 号（第 3 条関係）